

〔通所介護・第一号通所事業〕重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	きらら通所介護事業所竿燈通り
所在地	〒010-0921 秋田県秋田市大町二丁目5番1号 3階
介護保険事業所番号	0570124347
管理者名	高橋 卓
連絡先	TEL 018-895-7280 ・ FAX 018-895-7281
ホームページ	http://www.kirara-tp.co.jp/
通常の事業の実施地域	秋田市・大仙市・湯上市

2. 事業所の職員体制等

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉主事任用	1名		管理業務全般
生活相談員	社会福祉主事任用 介護福祉士	2名以上		利用者相談業務
機能訓練指導員	作業療法士	1名	1名以上	機能訓練
看護職員	看護師	1名	1名以上	健康管理・看護業務・介護業務 併設事業所看護業務
介護職員	介護福祉士	7名以上		介護業務・機能訓練
	2級ホームヘルパー等	6名以上		
栄養士	栄養士	1名（非常勤）		栄養管理指導

3. 営業日及び営業時間等

- 1) 営業日 毎週日曜日から土曜日まで
- 2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分

4. 事業所の設備概要等

定員	35名
相談室	2室(1階、3階)
静養室	1室
食堂 機能訓練室	1室 142.13㎡
浴室	1浴室

5. サービス内容

ご利用者の身体状況や日常生活における状況を考慮し、ご利用者及びご家族の要望にできる限り沿い、通所介護または介護予防通所介護計画を作成します。計画を説明し、同意のもと、介護保険法令ならびに計画に沿い、サービスを提供します。

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1) 食事の提供 | 6) 健康管理 |
| 2) 入浴 | 7) 栄養管理、食事相談 |
| 3) 日常生活における介護 | 8) レクリエーション |
| 4) 機能訓練 | 9) その他日常生活に必要なサービス全般 |
| 5) 生活相談 | 10) 送迎（自宅と事業所までの区間の送迎） |

6. 利用料金

(1) 要介護1～要介護5の方 基本料金 (通所介護 大規模型Ⅰ 1日あたり)
 介護保険法令に則り、法定代理受領サービスを提供し、基本利用料を算定します。
 なお、ご利用者の負担利用料は、介護保険負担割合証にて通知され、1割～3割となります。

【基本料金 (7 時間以上 8 時間未満)】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
要介護1	6,290 円	629 円	1,258 円	1,887 円
要介護2	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円
要介護3	8,610 円	861 円	1,722 円	2,583 円
要介護4	9,800 円	980 円	1,960 円	2,940 円
要介護5	10,970 円	1,097 円	2,194 円	3,291 円

【基本料金 (6 時間以上 7 時間未満)】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
要介護1	5,640 円	564 円	1,128 円	1,692 円
要介護2	6,670 円	667 円	1,334 円	2,001 円
要介護3	7,700 円	770 円	1,540 円	2,310 円
要介護4	8,710 円	871 円	1,742 円	2,613 円
要介護5	9,740 円	974 円	1,948 円	2,922 円

【基本料金 (5 時間以上 6 時間未満)】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
要介護1	5,440 円	544 円	1,258 円	1,632 円
要介護2	6,430 円	643 円	1,488 円	1,929 円
要介護3	7,430 円	743 円	1,722 円	2,229 円
要介護4	8,400 円	840 円	1,960 円	2,520 円
要介護5	9,400 円	940 円	2,194 円	2,820 円

【基本料金 (4 時間以上 5 時間未満)】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
要介護1	3,760 円	376 円	752 円	1,128 円
要介護2	4,300 円	430 円	860 円	1,290 円
要介護3	4,860 円	486 円	972 円	1,458 円
要介護4	5,410 円	541 円	1,082 円	1,623 円
要介護5	5,970 円	597 円	1,194 円	1,791 円

【基本料金 (3 時間以上 4 時間未満)】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
要介護1	3,580 円	358 円	716 円	1,074 円
要介護2	4,090 円	409 円	818 円	1,227 円
要介護3	4,620 円	462 円	924 円	1,386 円
要介護4	5,130 円	513 円	1,026 円	1,539 円
要介護5	5,680 円	568 円	1,136 円	1,704 円

【加算料金（1日あたり）】

加算	要件	全額自己負担	介護保険適応時の負担金（1割）	介護保険適応時の負担金（2割）	介護保険適応時の負担金（3割）
入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助に必要な人員・設備を有し、入浴を提供。入浴介助の研修を実施。	400円	40円	80円	120円
個別機能訓練加算（Ⅰ） イ ※希望者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 専従の機能訓練指導員を配置。 身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定・準備し生活意欲が増進されるよう援助。 	560円	56	112円	168円
個別機能訓練加算（Ⅰ） ロ ※希望者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 上記の（Ⅰ）ロのほか、サービス提供時間を通じて専従の機能訓練指導員を配置。 	760円	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 50%以上 	180円	18円	36円	54円
中重度者ケア体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 要介護3以上のご利用者の割合が30%を超えていること 規定員数に加え常勤換算で2以上確保 サービス提供時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置 社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画・実施・評価作成 	450円	45円	90円	135円
認知症加算 ※対象者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 規定員数に加え、看護・介護職員を常勤換算方法で2以上確保。 認知症のご利用者の割合が15%以上 認知症介護の専門的な研修を修了した職員を1名以上配置。 従業者へ認知症ケアに関する事例検討や技術的指導に係る会議を定期開催。 	600円	60円	120円	180円
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月あたりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定	基本報酬の3%の加算	左記の1割の額	左記の2割の額	左記の3割の額
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	<p>介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを実施。</p> <p>※令和6年6月1日より算定可能</p>	利用料の総額×9.0%	左記の1割の額	左記の2割の額	左記の3割の額

【基準に適合していない場合の減算】

業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ※2025年3月31日までの間、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
事業所と同一建物に居住する者、又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	1日につき-94単位を算定
事業所が送迎を行う場合	片道につき-47単位を算定
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の70%を算定
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%を算定
2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	所定単位数の70%を算定

（2）要支援1～要支援2の方（第一号通所事業）

介護保険法令に則り、法定代理受領サービスを提供し、基本利用料を算定します。

なお、ご利用者の負担利用料は、介護保険負担割合証にて通知され、1割～3割となります。

【月 額】

要介護度	内容	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
事業対象者 要支援 1	週 1 回程度で月 4 回を超えた場合	16,720 円	1,672 円	3,344 円	4,965 円
要支援 2	週 2 回程度で月 8 回を超えた場合	34,820 円	3,482 円	6,856 円	10,179 円

【1 回単位】

要介護度	内容	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
事業対象者 要支援 1	週 1 回程度で 月 4 回以内	3,840 円	436 円	872 円	1,308 円
要支援 2	週 2 回程度で 月 8 回以内	3,950 円	447 円	894 円	1,341 円

加算料金 (1 日あたり)

加算	要件	全額自己負担	介護保険適応時 の負担金 (1 割)	介護保険適応時 の負担金 (2 割)	介護保険適応時 の負担金 (3 割)	
サービス提供体 制強化加算 (Ⅱ)	以下のいずれかに該当す ること。 ・介護福祉士 40%以上 ・勤続 7 年以上の者が 30%以上	要支援 1	720 円	72 円	144 円	216 円
		要支援 2	1,440 円	144 円	288 円	432 円
介護職員等処遇 改善加算 (Ⅰ)	介護職員の処遇を改善するために賃 金改善や資質の向上等の取り組みを 実施。	利用料の総額 ×14%	左記の 1 割の 額	左記の 2 割の 額	左記の 3 割の 額	

(3) 延長料金 (回数)

所要時間	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金 (1 割)	介護保険適応時の 負担金 (2 割)	介護保険適応時の 負担金 (3 割)
9 時間以上 10 時間未満の場合	500 円	50 円	100 円	150 円
10 時間以上 11 時間未満の場合	1,000 円	100 円	200 円	300 円
11 時間以上 12 時間未満の場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円
12 時間以上 13 時間未満の場合	2,000 円	200 円	400 円	600 円
13 時間以上 14 時間未満の場合	2,500 円	250 円	500 円	750 円

(4) 食事代

栄養士がカロリー計算した、バランスの良い食事をご提供します。

ご利用前に嚥下状態やアレルギーなどの禁食、制限、指示の確認、ご要望を伺い、普通食、一口大、
刻み、極刻み、ミキサー、ソフト食、トロミ等の食事を提供します。

食事代	昼食・おやつ	685 円/1 日
-----	--------	-----------

(5) 行事食にかかる特別な材料費

月 1 回程度の行事食の材料費等	300 円/回	※食費とは別
年 2 回程度の特別行事食の材料費等	600 円/回	※食費とは別

(6) その他料金 (別途必要な場合)

レクリエーション費 ※特別に希望があった場合	随時相談のうえ 決定	レクリエーションの費用等
教養娯楽費 ※特別に希望があった場合	随時相談のうえ 決定	趣味の時間の教材・材料費等

(7) キャンセル料

通所直前にお客様のご都合でサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

①入所日の前日午後 5 時までに、ご連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日午後 5 時までに、ご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 10%

※第 1 号通所介護事業のご利用者については、キャンセル料はかかりません。

(8) 支払方法

基本的には当該月末日締めにて請求書を作成してお渡しいたします。(事務処理の都合上、請求書は締め日翌月中旬の発送となります。) ご都合により現金支払または銀行振込等の方法を選択していただきます。お支払期限は請求書発効日から 2 週間以内となります。尚、銀行振込等の場合はご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。また、暫定プランでサービスをご利用の場合は介護度が確定した後に対象期間分を請求させていただきます。

なお、事業者は、法令に則り、介護給付費等を保険者である市町村へ代理請求し、市町村から介護給付等の支払いに関する受領書等を受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知します。

7. サービスの利用方法

(1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用日等が決定後、サービス利用契約を締結いたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員にご相談ください。

(2) ご契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられているご利用者の要介護(要支援)認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・日常生活支援総合事業における、要介護状態区分等が事業対象者の判断が非該当となった場合

③その他終了

ご利用者(ご家族)が、サービス利用料金の支払を 1 ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後 10 日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情(事業所の閉鎖および縮小等)により入所受入が不可能となった場合(この場合は契約開始の 30 日前までに文書で通知します)は、契約は終了となり、予約も無効となります。

8. サービス提供開始予定日

契約ならびに重要事項説明書等の説明を受け、ご利用者およびご家族が同意し、通所介護計画または介護予防通所介護計画作成後にサービス提供開始となります。

サービス提供開始予定日は、令和 年 月 日です。

9. 事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【株式会社きららホールディングス 介護理念】

共通理念1. 愛和の精神で、職員同士が互いに思いやり、常に笑顔で笑い声溢れる環境を創ります。

共通理念2. “世界一”の介護の質・介護施設を目指し日々考え行動し地域の創生に貢献します。

3. 愛和の精神で、常に利用者様に尊敬の念を持って接します。

4. 愛和の精神で、利用者様の心と身体ケアに努めます。

5. 愛和の精神で、利用者様のありとあらゆる可能性を引き出し、自立支援と老化防止に励みます。

(2) サービス利用の留意点〔事業所〕

事 項	有 無	備 考
従事者の研修	有	資質の向上のために、 ・採用時研修 定められた内容の研修を採用後3ヶ月以内に実施。 ・採用後研修 採用時研修修了翌年から年間研修を毎年継続して実施。
サービスマニュアルの作成	有	各必要項目毎に具体的なマニュアルを作成しております。
男性介護職員の有無	有	入浴・排泄等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。
身体的拘束	無	基本的には決して行いません。(但し、社会通念上止むを得ない場合は別協議)
事業計画及び財務内容の閲覧	有	当社が定める時間・場所で閲覧ができます。

(3) サービス利用の留意点〔ご利用者〕

事 項	内 容
設備、器機の利用	所定の方法に従ってご利用いただきます。
金銭、貴重品の管理	基本的には持ち込み禁止です。止むを得ない場合は事務室金庫でお預かりします。
所持品の持ち込み	日用品は可能です。
医療機関の受診	緊急時（体調不良時）はサービスを中止して受診可能です。
飲酒	基本的に持ち込みは禁止しております。
喫煙	敷地内禁煙のため、喫煙を禁止しております。
携帯電話等の持ち込み	持ち込みは可。使用の際は、他のご利用者にご迷惑のない範囲でご使用ください。 (Wi-Fiはございません)
特定の宗教、政治活動	共同生活の場として、活動を制限および自粛していただきます。
ペット（動物等）	原則として、ペットの持ち込みはお断りいたします。
迷惑行為の禁止	職員、他利用者への迷惑行為は厳禁です。

10. 緊急時の対応

ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当介護支援専門員に速やかに連絡をいたします。

11. 非常災害対策

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。

又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

12. 事故発生時対策

事業所がご利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族およびご利用者の保険者である市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

13. 感染症・食中毒の予防について

当事業所は、別途定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力します。

14. 秘密保持・個人情報保護

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）また、この秘密保持を行う義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、サービス担当者会議等において、関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家族の個人情報を他の機関等へ提供しません。

尚、お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあります。掲載を拒否される方は事前にお知らせ下さい。

15. 相談・苦情対応窓口および手順

【事業所の総合窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：高橋卓	〒010-0921 秋田市大町二丁目5番1号
【事業所の窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤壽	TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【公的機関の窓口】 秋田県国民健康保険連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階 TEL：018-883-1550 FAX：018-883-1551
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口 ※秋田市のご利用者の場合 秋田市介護保険課 〒010-0951 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5672 FAX：018-888-5673 秋田市長寿福祉課 〒010-0951 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5666 FAX：018-888-5667	

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じ、関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

15. 虐待防止

【事業所の窓口】 相談・虐待受付窓口 管理者：高橋卓	〒010-0921 秋田市大町二丁目5番1号
【事業所の総合窓口】 相談・虐待対応窓口 施設長：高澤壽	TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口 ※秋田市のご利用者の場合 秋田市介護保険課 〒010-0951 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5674 秋田市長寿福祉課 〒010-0951 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5666	

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体制の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

16. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当事業所では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

17. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木嘉彦
本社の所在地	秋田県秋田市大町二丁目5番1号
定款の事業目的に定める事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業 2. 解体業及び産業廃棄物処理業 3. 土石類の採取、加工及び販売 4. 漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売 5. 要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務 6. 心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務 7. 各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務 8. 介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務 9. サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業 10. 教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス 11. 医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸 12. 介護用品及び介護機器の販売

	<p>13. OA機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業</p> <p>14. 情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸・保守事業</p> <p>15. インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業</p> <p>16. マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業</p> <p>17. 職業紹介事業</p> <p>18. 労働者派遣事業</p> <p>19. 建築工事、土木工事、電気工事・その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施行、請負、保守事業</p> <p>20. 運輸、運送業</p> <p>21. 興業企画、運営</p> <p>22. 輸出入業</p> <p>23. 出版・広告業及び広告代理業</p> <p>24. 県産品の加工、販売業</p> <p>25. 飲食業及び食品宅配事業</p> <p>26. 旅行業</p> <p>27. 動物取扱業</p> <p>28. 美術品購入、販売・賃貸業</p> <p>29. 復興支援事業</p> <p>30. 関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施及び教材・図書販売に関する事業</p> <p>31. 古物商</p> <p>32. 理美容業</p> <p>33. 小売業及び移動販売業</p> <p>34. 損害保険の代理業</p> <p>35. 生命保険募集に関する業務</p> <p>36. 発電および売電事業一般</p> <p>37. 一般医薬品販売業</p> <p>38. 前各号に付帯する一切の事業</p>
事業所	<p>ケアセンターきらら 〒010-1106 秋田市太平山谷字中山谷 317-1 (短期入所生活介護事業所・通所介護事業所)</p> <p>きららアーバンパレス 〒010-0921 秋田市大町二丁目 5-1 (サービス付き高齢者向け住宅・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・保育園事業所・学童クラブ・訪問マッサージ・人材派遣・不動産)</p> <p>〒010-0932 秋田市川元開和町 1-35 東和ビル 1 階 居宅介護支援事業所</p>

重要事項説明書に関する同意書

(令和6年6月 処遇改善加算の改正に伴う変更)

令和 年 月 日

通所介護及び第一号通所事業の利用にあたり、ご利用者に対して介護報酬改定に伴う料金の変更（重要事項説明書の内容変更）について説明をしました。

事業者 住 所： 秋田県秋田市大町2丁目5番1号
名 称： 株式会社きららホールディングス
代表者： 代表取締役 鈴木 嘉彦 ④
TEL 018-895-7272 FAX 018-895-7273

事業所 住 所： 秋田県秋田市大町2丁目5番1号 3階
名 称： きらら通所介護事業所竿燈通り
管理者： 高橋 卓

私は、通所介護及び第一号通所事業の利用にあたり、事業所から重要事項説明書の内容変更について説明を受けました。その内容についてここに同意をして記名・捺印をします。

利用者 住 所： _____

氏 名： _____ ④

代理人 住 所： _____

氏 名： _____ ④

(利用者との関係)